nite

NBRC
NITE Biological Resource Center

バイオ産業の発展を支えるNBRCの微生物遺伝資源の寄託・提供制度
－寄託者と利用者のwin-winを目指して－

独立行政法人製品評価技術基盤機構

バイオテクノロジーセンター

（Biological Resource Center, NITE ; NBRC）

生物資源利用促進課

山崎 敦史、稲葉 重樹

【東京開催】2019年1月31日（木） 14:00－14:30
【大阪開催】2019年2月7日（木） 14:00－14:30

nite

NBRC
NITE Biological Resource Center

バイオ産業の発展を支えるNBRCの微生物遺伝資源
の寄託・提供制度

NBRC株の新しい寄託・分譲制度

独立行政法人製品評価技術基盤機構

バイオテクノロジーセンター

（Biological Resource Center, NITE ; NBRC）

生物資源利用促進課

山崎 敦史

【東京開催】2019年1月31日（木） 14:00－14:30
【大阪開催】2019年2月7日（木） 14:00－14:30

微生物保存機関とは

Biological Resource Center

- 生物資源センター（Biological Resource Center; BRC）

  カルチャーコレクション（微生物）、動物園、植物園、種子センター、細胞バンク、等

  生物資源の保存と供給

  生物資源に関するR&D

  生物多様性の保全

  生物参照材料の保存

  知的財産保護に関する生物資源の保存

微生物保存機関、カルチャーコレクション

1. 微生物は、生きた菌株が命名や分類の基準となる（例外：真菌の場合、標本が基準となる）
2. 保存を専門とする機関において、性質を保ったまま安定して保持し続ける：微生物学や産業の安定と発展のために重要
3. 多様性保存の観点：環境中から分離した生物遺伝資源を再度分離することは非常に難しい

NBRCカルチャーコレクションの概要

製品評価技術基盤機構バイオテクノロジーセンター（NBRCカルチャーコレクション）

生物遺伝資源保存施設
千葉県木更津市かずさアカデミアパーク内

微生物のアンプル

生物資源保存施設
上：超低温フリーザー（－80℃）
下：液体窒素タンク（－170℃）

nite

NBRCが保有・提供する微生物

NBRC 株　（ISO9001管理）　32,166 株（平成30年3月末）

- NBRC番号（菌株番号の前にNBRC）がついている一般に広く公開された微生物のコレクション
- NBRC番号を取得してNBRCから公開するために保存を依頼されたもの
- 分類学的基準株
- 論文発表株
- 薬局方、JIS、ISOなどの試験法に規定された菌株

スクリーニング株（RD株）　49,731株（平成30年11月末）

- スクリーニング用途などの利用を想定し、NBRCが独自に収集した微生物
- 独自に分離、国内機関からの譲渡、海外との共同事業で収集
- 属レベルまでの簡易同定
- 国内株はNITEが所有権を保有
- 海外株は原産国との契約に基づいて移転
- 年間利用料　500～1,000円／株・年

その他

- 微生物ゲノムDNA
- ヒトcDNAクローン
- 微生物DNAクローン

NBRC株の新しい寄託・分譲制度

寄託・分譲制度を改正した背景と目的

【背景】

- 「遺伝資源の取得の機会及びその利用から生ずる利益の公正かつ衡平な配分（ABS：Access and Benefit-Sharing）」に関する名古屋議定書が発効（平成26年10月12日（日本では平成29年8月20日発効））したため、遺伝資源の利用に関して原産国の法整備が進み、様々な利用条件が課される可能性がある。

- 企業・大学の研究者によって開発・分離された有用な微生物は長期保存されたまま放置され、異動や退職、任期終了等によって廃棄されてしまう危険な状況にある。

【目的】

- 名古屋議定書の発効に伴い、原産国の法整備が進み、これまでの寄託制度※では、原産国の条件とNITEの条件が合わず、寄託を受け入れられない可能性があるため、国内外の産業有用な生物遺伝資源を受け入れる体制を確保する。

- 今後も多様な生物遺伝資源を収集するため、寄託者が、様々な利用条件を選択できるようにして、寄託者の権利を保護することで、寄託を促進する。

- 生物遺伝資源の利用を促進するため、分譲時には寄託時の条件を提示し、利用条件を明確化する。

※これまでの寄託制度
「一般寄託」　・・・生物遺伝資源の分譲を受けた者が特段の制限無く利用ができる。
「制限付き寄託」・・・研究利用を前提とし、商業利用時は寄託者の許可を必要とする。

新しい寄託制度の要素

新しい寄託制度では、５種類の異なる利用条件が設定できる。
この利用条件は「**商業的利用の可否**」、「**商業的利用する場合の条件**」が要素となる。

新寄託制度の要素

「商業的利用の可否」 – 商業的利用と非商業的利用

– **非商業的利用**とは、

研究開発など利用段階では収益を得ない活動の範囲で生物遺伝資源等を利用すること　（全てのNBRC株は非商業的利用できる）

– **商業的利用**とは、

非商業利用以外の場合であって、製造又は検査など収益を得ることを目的とした活動において生物遺伝資源等を利用すること
（知的財産権に係る出願を行う場合を含む）

- 商業的利用を念頭においたものであっても**研究開発**は非商業利用とする。
- **教育**、**検査**及び**品質管理**を目的とした利用も非商業的利用の扱いとする。

【菌株利用者の注意点】

第三者が生物遺伝資源の利用法等に関する特許権を既に取得している場合があるため、商業利用の際には事前調査が必要。

新寄託制度の要素

「商業的利用する場合の条件」－３つの条件

- **寄託者へ事前通知すれば商業的利用が可能**
  - 商業目的（知的財産権の出願を含む）に利用する場合は、利用者が寄託者に事前に通知する必要があります。
- **商業的利用を行うときは寄託者との事前合意が必要**
  - 商業目的（知的財産権の出願を含む）に利用する場合は、寄託者が利用者と事前に協議し、合意する必要があります。
- **原産国等の法令等により、寄託しようとする生物遺伝資源の商業利用が禁止されている場合**
  - 生物遺伝資源は、非商業目的にのみ利用することができます。
  - 知的財産権の出願は行えません。

新寄託制度で寄託された株の
５つの利用条件
（寄託者目線）

新しい寄託制度と利用条件

寄託時に設定される利用条件	利用条件	詳細
利用条件（１）	利用目的の制限なし	利用者は生物遺伝資源等を商業的利用できる。（旧寄託制度の「一般寄託」と同様）
利用条件（２）	利用目的は非商業的利用に限定	利用者は生物遺伝資源等を商業的利用（知的財産権の出願を含む）する場合は、寄託者へ事前に**通知**する。
利用条件（３）	利用目的は非商業的利用に限定	利用者は生物遺伝資源等を商業的利用（知的財産権の出願を含む）する場合は、寄託者と事前に**協議し合意を得る**。
利用条件（４）	利用目的は非商業的利用に限定	この条件の選択は、原産国の法令等により、寄託しようとする生物遺伝資源の商業的利用が**禁止**されている場合に限る。
利用条件（５）	利用条件は寄託者が指定	利用者は寄託者が指定した利用条件に従う（指定できない条件あり）。

新しい寄託制度

利用条件（5）

利用条件は寄託者が指定

－ 利用者は寄託者が指定した利用条件に従うことが必要

ただし、以下に挙げる条件は指定できません

一　分譲に際し、寄託者又は寄託者が指定する第三者の許可を必要とする場合
二　寄託者がバイオCから収益の配分を求める場合
三　寄託者が分譲先を制限する場合
四　その他、受け入れるべきではない利用条件の場合

受け入れるべきではない利用条件
① NBRCが寄託者と何らかの手続きを行わなければならない条件
（例）NBRCが寄託者に分譲先の情報を提供する
NBRCが寄託者に書面を提出する
NBRCが寄託者に分譲件数を報告する
② 分譲できない可能性があるもの
（例）分譲前に利用者が寄託者に連絡する
③ その他
判断が困難な条件については、その都度確認します

寄託手続

（１）「生物遺伝資源の寄託に関する同意書」と「Accession Form for Deposit」をNBRCホームページからダウンロードしていただき、必要事項をご記入の上、e-mailで**生物資源利用促進課**へお送りください。
生物遺伝資源の寄託に関する同意書・Accession Form for Deposit（微生物）
生物遺伝資源の寄託に関する同意書・Accession Form for Deposit（DNA）

（２）NBRCから受入れ可能との連絡がありましたら、生物遺伝資源をお送りください。

（３）生物遺伝資源の保存と品質管理試験が終了しましたら、生物遺伝資源受託証を発行します。

（４）寄託された生物遺伝資源は、保存が完了次第、NBRCのウェブサイト等から公開し、利用希望者に提供します。
寄託者のご希望により、その生物遺伝資源に付与したNBRC番号が公知にならない限り、生物遺伝資源受託証を発行した日から最長3年間、菌株を**非公開**にすることが可能です。

その他の菌株保管サービス

生物遺伝資源バックアップサービス

生物遺伝資源の保管に係るコストや災害などによる消失のリスクを軽減することを目的

ディープフリーザー（－80℃）又は液体窒素タンク（気相、約－170℃）保管

◆安全寄託

株単位で生物遺伝資源をお預かりするサービス

- 寄託者からの依頼により、寄託者が指定する国内の第三者と寄託者自身に分与することが可能（有償）。
- 寄託証明書を発行します。寄託者が申告した原産国名を証明書に記載することが可能。

◆安全保管

箱単位（1箱100本まで）又は機器専有でお預かりするサービス

- 箱単位で保管の場合、寄託者（安全保管を依頼した方）自身への分与が可能（有償）。機器専有で保管された場合、寄託者自身による保管標品の追加や引き出しが可能（有償）。
- 対象：微生物（細菌、真菌、古細菌、バクテリオファージ及び微細藻類（真核生物に属するもの））、コンソーシア（複数の微生物又は原生生物のいずれか、又は両方から構成されるもの）、植物細胞、動物細胞、組換え体、DNA及び生物遺伝資源の分離源（土壌、水等）です。(動物細胞の場合は細胞の由来をお知らせください)

NBRC株を利用する場合
（新しいNBRC株分譲制度：利用者目線）

NBRC株の新しい分譲制度

○生物遺伝資源が利用しやすくなります。

NBRCオンラインカタログ上で寄託時に選択された利用条件を提示し、ご利用いただく際の条件が分かりやすくなりました。

・NBRCから分譲された生物遺伝資源の商業利用・非商業利用が明確になりました。

非商業的利用とは、研究開発など利用段階では収益を得ない活動の範囲で生物遺伝資源等を利用することをいいます。
商業的利用とは、非商業利用以外の場合であって、製造又は検査など収益を得ることを目的とした活動において生物遺伝資源等を利用することをいいます。生物遺伝資源等を利用して得られた成果を元にして知的財産権に係る出願を行う場合を含みます。

・NBRCから分譲を受けた生物遺伝資源及びその複製物を第三者に利用させることができる場合を明記しました。

下記一から三のいずれかに該当する場合は、生物遺伝資源等を第三者に利用させることができます。

一　解析、培養等を目的とした業務委託
二　利用目的の範囲内で、利用者と第三者の間で実施される共同研究
三　NBRCが許可する場合

NBRC株の利用条件（旧寄託制度）

NBRC株のコレクションには、これまでの制度（旧寄託制度）で寄託されたNBRC株が存在します。

寄託時に設定される利用条件	利用条件	利用条件詳細
一般寄託	利用目的の制限なし	利用者は生物遺伝資源等を商業的利用できる。
制限付き寄託	利用目的は非商業的利用に限定	**誓約書**の提出が必要な微生物。 利用者は生物遺伝資源等を非商業的利用できる。利用者は生物遺伝資源等を商業的利用（知的財産権の出願を含む）する場合は、寄託者と事前に**協議し合意を得る**。 NBRCは寄託者に利用者の連絡先等を報告する。
海外原産MTA追加株	利用目的は非商業的利用に限定	NITE又はNBRCと菌株の原産国との契約に基づき受け入れた菌株（Material）。 原産国毎に指定の**Material Transfer Agreement (MTA)**の提出が必要。 MTAの記載条項(抜粋)：1. Materialの原産国を認識すること。2. Materialの使用は非商業利用にかぎること。3. Providerの許可なく第三者に移転しないこと。4. Providerが利用者の組織名、日付を原産国に通知することに同意すること。5. Materialの使用から生じた成果を利用して商業利用（特許出願を含む。）を行う場合は事前にProviderに**許可を得る**こと。

NBRC株の利用条件の種類

旧寄託制度で寄託された株の利用条件と、新寄託制度の利用条件の株が存在します。
NBRCオンラインカタログのRestrictionの欄等からご確認ください。

寄託時に設定される利用条件	NBRCオンラインカタログ「Restriction」欄の表示	利用条件詳細
利用条件（1） **一般寄託**	空白（下記以外）	利用者は生物遺伝資源等を商業的利用できる。
利用条件（2）	Prior notification to DEPOSITOR required upon COMMERCIAL USE	利用者は生物遺伝資源等を商業的利用（知的財産権の出願を含む）する場合は、寄託者へ事前に**通知**する。
利用条件（3）	Prior agreement with DEPOSITOR required upon COMMERCIAL USE	利用者は生物遺伝資源等を商業的利用（知的財産権の出願を含む）する場合は、寄託者と事前に**協議し合意を得る**。
利用条件（4）	NON-COMMERCIAL USE only	利用者は生物遺伝資源等を非商業的利用できる。 この号の選択は、原産国の法令等により、寄託しようとする生物遺伝資源の商業的利用が**禁止**されている場合に限る。
利用条件（5）	Specific conditions for utilization set by the DEPOSITOR	利用者は寄託者が指定した利用条件に従う（指定できない条件あり）。
制限付き寄託	Conclusion of MTA is required, Deposit with Restriction	利用者は生物遺伝資源等を非商業的利用できる。利用者は生物遺伝資源等を商業的利用（知的財産権の出願を含む）する場合は、寄託者と事前に**協議し合意を得る**。 NBRCは寄託者に利用者の連絡先等を報告する。
海外原産MTA追加株	Conclusion of MTA is required	NITE又はNBRCと菌株の原産国との契約に基づき受け入れた菌株（Material）。 原産国毎に指定のMaterial Transfer Agreement (MTA)の提出が必要。 MTAの記載条項(抜粋)：1. Materialの原産国を認識すること。2. Materialの使用は非商業利用にかぎること。3. Providerの許可なく第三者に移転しないこと。4. Providerが利用者の組織名、日付を原産国に通知することに同意すること。5. Materialの使用から生じた成果を利用して商業利用（特許出願を含む。）を行う場合は事前にProviderに**許可を得る**こと。

NBRC株の入手手順

1．微生物の検索

NBRC株をご希望の場合、NBRCオンラインカタログからご希望の微生物株のNBRC番号や利用条件をご確認ください。

2．NBRC株のお申し込み

「**生物遺伝資源の分譲と使用に関する同意書**」に同意の上、「**生物遺伝資源分譲依頼書（微生物）**」に必要事項をご記入いただいた後、生物資源利用促進課へお申し込みください。

3．ご依頼内容の確認

受け取り確認及び微生物の発送予定日をご案内します。
追加で必要な書類がある場合、ご案内します。

4．NBRC株の送付

L-乾燥標品（ガラスアンプル）、凍結・解凍標品（プラスチックチューブ）、生菌（バイアル瓶またはスラント）などの形態でお送りします。

1．微生物の検索

NBRCオンラインカタログ

http://www.nbrc.nite.go.jp/NBRC2/NBRCDispSearchServlet?lang=jp

National Institute of Technology and Evaluation　独立行政法人 製品評価技術基盤機構

NBRC　Biotechnology Center　NITE Biological Resource Center　ENGLISH

HOME > NBRC> 生物遺伝資源の提供・寄託 > NBRC Culture カタログ検索

NBRC Culture カタログ検索

ホモロジー検索 | シーケンス取得検索 | ヘルプ | メンテナンス情報
新規公開株 | A-Zリスト | JIS・薬局方等用途別リスト

NBRC番号検索

NBRC番号 (= IFO番号)　(完全一致)
例1: 100139　例2*: 4000, 6345, 30003
*複数検索する場合は番号を「,(カンマ)」で区切ってください。

検索　クリア

ファージ一覧: Phage List

詳細検索

(*) この印のついている検索条件は特殊記号を用いることができます。
特殊記号の入力方法については、特殊 文字対応表をご覧下さい。

学名(*)　(前方一致)
他機関番号または その他の番号(*)　(完全一致)
[他機関番号*]例1: ATCC 8739　例2: IAM 12043
*機関略号と番号の間には半角スペースを入れて下さい。
[その他の番号]例1: TA98　例2: K-12　例3: kyokai No. 7
タイプ(基準培養株)　☐(基準培養株のみを検索する場合にチェック)
培養温度　C - C
例 10C-20Cまたは 10C- or -20C
原産国

National Institute of Technology and Evaluation　独立行政法人 製品評価技術基盤機構

NBRC　Biotechnology Center　NITE Biological Resource Center

HOME > NBRC> 生物遺伝資源の提供・寄託 > NBRC Culture カタログ検索 > カタログ検索結果　ヘルプ

Catalogue Detail Information

How to order

NBRC No.	NBRC 112968
Scientific Name of this Strain	***Saccharomyces cerevisiae*** Meyen ex E.C. Hansen
Type Strain	
Accepted Date	2017/07/14
Isolated Year	2015
Deposited Year	2017
History	Kimitsu City (H. Suzuki, PC27DY4)
Other Culture Collection No.	
Other No.	PC27DY4
Rehydration Fluid	703
Medium	108
Cultivation Temp.	25 C
Oxygen Relationship	
Source of Isolation	Calla, *Zantedeschia aethiopica*
Locality of Source	Kimitsu-shi, Chiba
Country of Origin	Japan
Biosafety Level	
Applications	Japanese sake;production
Mating Type	
Genetic Marker	
Plant Quarantine No.	
Animal Quarantine No.	
Herbarium No.	
Restriction	Conclusion of MTA is required, Deposit with Restriction
Comment	
References	
Sequences	
Shipping as	Glass ampoule (L-dried)

制限付き寄託株

How to order

contact us

Copyright 2004(C) National Institute of Technology and Evaluation All rights reserved.　Disclaimer

2．NBRC株のお申し込み

生物遺伝資源の分譲依頼書

NBRC NITE Biological Resource Center

NBRC® Culture Collection
〒292-0818　千葉県木更津市かずさ鎌足 2-5-8
TEL: 0438-20-5763　FAX: 0438-52-2329　E-mail: nbrc-order@nite.go.jp

生物遺伝資源分譲依頼書（微生物）

私（利用者）は、依頼日における最新の版の「生物遺伝資源の分譲と使用に関する同意書」の各条
同意の上、下記の生物遺伝資源の分譲を依頼します。

分譲依頼日　　年　　月

利用者	担当者名：	印	役職：	
	責任者名：	印	役職：	
	所属機関名：		部署名：	
	住所：〒			
	電話：		FAX：	
	E-mail：		@	
請求先詳細（□上記と同じ）	担当者名：		役職：	
	所属機関名：		部署名：	
	住所：〒			
	電話：		FAX：	
	E-mail：		@	

支払い方法*：　□ 銀行振込、□ クレジットカード（VISA 又は Master Card のみ）

利用目的：　該当の分類にチェックを入れてください
□ 研究開発（□医療・医薬、□食品、□化成品、□農林水産、□エネルギー・環境、□その他）
□ 検査・検定、□ 学術研究、□ 教育、□ その他（　　）

詳細：　利用目的の詳細を必ずご記入ください

No.	NBRC 番号	学　名	数量（本）	BSL2 確認**
1				□
2				□
3				□
4				□
5				□
6				□
7				□
8				□
9				□
10				□

通信欄:

* 支払い方法のご指定が無い場合は「銀行振込」にて請求させていただきます。
** NBRC オンラインカタログの Biosafety Level 欄に「L2」と表示される場合はチェックを入れてください。

※ ISO9001登録マークは、製品又はサービスそのものを保証するものではありません。
ISO9001 registration mark does not guarantee the quality of products or services themselves.

nite National Institute of Technology and Evaluation 独立行政法人 製品評価技術基盤機構

記入例

支払い方法*：　☑ 銀行振込、□ クレジットカード（VISA 又は Master Card のみ）

利用目的：　該当の分類にチェックを入れてください
☑ 研究開発（□医療・医薬、☑食品、□化成品、□農林水産、□エネルギー・環境、□その他）
□ 検査・検定、□ 学術研究、□ 教育、□ その他（　　）

詳細：　利用目的の詳細を必ずご記入ください
新規有用物質生産株の探索

No.	NBRC 番号	学　名	数量（本）	BSL2 確認**
1	NBRC 10217	Saccharomyces cerevisiae	1	□
2	NBRC 112968	Saccharomyces cerevisiae	1	□
3				□
4				□

必要事項をご記入いただいた後、以下にお申し込みください。

〒292-0818　千葉県木更津市かずさ鎌足2-5-8
独立行政法人製品評価技術基盤機構
バイオテクノロジーセンター(NBRC)
生物資源利用促進課(NBRC株担当)
TEL: 0438-20-5763
FAX: 0438-52-2329
E-mail: nbrc-order@nite.go.jp

3．ご依頼内容の確認

入手にあたり追加書類の提出が必要となる生物遺伝資源

制限の種類	NBRCオンラインカタログ記載欄 記載内容	分譲依頼書以外に必要な書類
「植物防疫法」に基づく**輸入検疫有害菌**	Plant Quarantine No. (例) 17Y569*1,Thailand	植物防疫所長発行の**輸入検疫有害菌譲受許可書の写し**
海外原産MTA追加株 （追加MTAの提出が必要な微生物）	Restriction Conclusion of MTA is required	原産国毎に指定の**Material Transfer Agreement (MTA)** MTAの記載条項(抜粋)：1. Materialの原産国を認識すること。2. Materialの使用は非商業利用にかぎること。3. Providerの許可なく第三者に移転しないこと。4. Providerが利用者の組織名、日付を原産国に通知することに同意すること。5. Materialの使用から生じた成果を利用して商業利用（特許出願を含む。）を行う場合は事前にProviderに許可を得ること。
制限付き寄託株 （誓約書の提出が必要な微生物）	Restriction Conclusion of MTA is required, Deposit with Restriction	**誓約書**
「カルタヘナ法」に規定される**遺伝子組換え生物**等に該当する菌株	Restriction Living Modified Organism (LMO)	**遺伝子組換え生物等の使用等における誓約書**
「**外国為替及び外国貿易法**」により輸出が規制される微生物	Restriction Export prohibited by law	**戦略物資等輸出規制に係る生物遺伝資源利用誓約書**

3．ご依頼内容の確認

追加で必要となる書類

- 植物防疫所長発行の輸入検疫有害菌譲受許可書の写し
- 原産国毎に指定のMaterial Transfer Agreement (MTA)（海外原産MTA追加株）
- 誓約書（制限付き寄託株）
- 遺伝子組換え生物等の使用等における誓約書
- 戦略物資等輸出規制に係る生物遺伝資源利用誓約書

平成　　年　　月　　日

【寄託者情報】（NBRC 側での記入）

分譲依頼者情報（分譲依頼者側で記入・押印）
住所：千葉県木更津市かずさ鎌足 XXX
電話番号：1234-56-7890
e-mail：kzskent@kazusa-nite.co.jp
氏名/所属：株式会社かずさナイト衛生研究所
代表者名：上総　賢太郎　印

誓　約　書

私は、独立行政法人製品評価技術基盤機構バイオテクノロジーセンター（以下、「機構」という。）から下記の微生物、ＤＮＡ又は組換えＤＮＡを保持する微生物の譲渡を受けるにあたって、以下の条件を厳格に遵守して当該生物遺伝資源及び私が当該生物遺伝資源を培養・増幅等することによって生じた当該生物遺伝資源由来の一切の複製物（以下「寄託生物遺伝資源等」といいます。）、並びに微生物の代謝産物及びＤＮＡを利用して得られたＲＮＡ若しくはタンパク質（以下「一次生産物」といいます。）を利用すること、及びこの誓約書に違反して、寄託者及び機構に対して一切迷惑をかけないことを誓約いたします。

また、私は、機構が、私の氏名又は所属、住所、電話番号、電子メールアドレスその他機構が定める事項を、寄託者に対して通知することを承諾いたします。

私は、機構から譲渡を受けた寄託生物遺伝資源を利用したことに起因又は関連して私に何らかの損害が生じたとしても寄託者及び機構に対して何らの請求も行いません。

私は、本誓約書が日本法に準拠して解釈されること、及び本誓約書に関する一切の紛争については、東京地方裁判所を第一審の専属的管轄裁判所とすることに同意します。

【使用にあたっての条件】
1．寄託生物遺伝資源等及び一次生産物を研究目的に限って使用し、寄託者の書面による同意なくして寄託生物遺伝資源等及び一次生産物を産業上、営業上その他商業的目的に使用してはならない。
2．寄託生物遺伝資源等を寄託者の許可なく第三者に対して、譲渡してはならない。
3．一次生産物を、研究目的に限って使用する第三者に対して譲渡することができるが、寄託者の書面による同意なくして、研究目的以外の目的に使用する第三者に対して譲渡してはならない。
4．一次生産物を譲受された第三者が、一次生産物を他の第三者に譲渡しないこと及び研究目的以外の目的に使用しないことについての責任を負い、これによって寄託者に生じた損害の一切を負担する。
5．第３項に従って、第三者に一次生産物を譲渡する場合には、当該第三者との間で、当該第三者が譲り受けた一次生産物（その複製物を含む）を、研究目的以外の目的に使用してはならず、また他の第三者に再譲渡してはならないことを書面によって合意する。
6．一次生産物を第三者に譲渡したときは、譲渡先及び譲渡した目的を速やかに寄託者に通知する。

記

【NBRC 番号及び学名】（NBRC 側での記入）

以上

Form 4　遺伝子組換え生物等の使用等における誓約書

NBRC® Culture Collection
〒292-0818　千葉県木更津市かずさ鎌足 2-5-8
TEL: 0438-20-5763　FAX: 0438-52-2329　E-mail: nbrc-order@nite.go.jp

遺伝子組換え生物等の使用等における誓約書

独立行政法人製品評価技術基盤機構
バイオテクノロジーセンター所長　殿

日付：
（利用者）住所：
機関名：
機関責任者：　印
担当部門名：
使用責任者：　印
使用者：　印
Tel：
E-mail：

私は、独立行政法人製品評価技術基盤機構バイオテクノロジーセンターに分譲を依頼する下記の生物遺伝資源について、「遺伝子組換え生物等の使用等の規制による生物の多様性の確保に関する法律」に規定される「遺伝子組換え生物等」であることを認識し、第二種使用等を行います。
また、その使用等（第二種使用等）に当たっては、同法を遵守し、同法に規定される拡散防止措置を執って使用等をすることを誓約します。

記

	NBRC 番号	生物遺伝資源の名称
1		
2		
3		
4		
5		

以上

Form 3　戦略物資等輸出規制に係る生物遺伝資源利用誓約書

NBRC® Culture Collection
〒292-0818　千葉県木更津市かずさ鎌足 2-5-8
TEL: 0438-20-5763　FAX: 0438-52-2329　E-mail: nbrc-order@nite.go.jp

戦略物資等輸出規制に係る生物遺伝資源利用誓約書

独立行政法人製品評価技術基盤機構
バイオテクノロジーセンター所長　殿

日付：
（利用者）住所：
機関名：
機関責任者：　印
担当部門名：
使用責任者：　印
使用者：　印
Tel：
E-mail：

私は、独立行政法人製品評価技術基盤機構バイオテクノロジーセンターから分譲を受ける下記の生物遺伝資源が、「輸出貿易管理令」の第１条または第２条に定められる貨物に該当することを認知し、これらの取扱いについては下記の事項を遵守することを誓約します。

記

1．分譲を受けた生物遺伝資源については上記担当部門の［責任者］又は［使用者］が使用し、他者への分与は行いません。
2．下記に記載した使用目的にのみ利用します。
3．使用に関するいかなる結果についても、利用者の責任において処理します。
使用目的（詳細）：

	NBRC 番号	微生物又は DNA の名称
1		
2		
3		
4		
5		

以上

※ ISO9001 登録マークは、製品又はサービスそのものを保証するものではありません。
ISO9001 registration mark does not guarantee the quality of products or services themselves.

４．NBRC株の送付

L-乾燥標品（ガラスアンプル）、凍結・解凍標品（プラスチックチューブ）、生菌（バイアル瓶またはスラント）などの形態でお送りします。

L-乾燥標品（ガラスアンプル）

凍結・解凍標品（プラスチックチューブ）

生菌（スラント）

National Institute of Technology and Evaluation
独立行政法人 製品評価技術基盤機構
Biotechnology Center
NBRC
NITE Biological Resource Center

HOME > NBRC> 生物遺伝資源の提供・寄託 > NBRC Culture カタログ検索 > カタログ検索結果
ヘルプ

Catalogue Detail Information

How to order

NBRC No.	NBRC 112968
Scientific Name of this Strain	*Saccharomyces cerevisiae* Meyen ex E.C. Hansen
Comment	
References	
Sequences	
Shipping as	Glass ampoule (L-dried)

How to order

contact us

Copyright 2004(C) National Institute of Technology and Evaluation All rights reserved. Disclaimer

○生物遺伝資源の充実のため、ご協力をお願いいたします。

ユーザーの皆様のニーズや産業の動向に対応し、ユーザーの皆様にご満足いただけるような生物遺伝資源を収集・提供していくため、下記の事項にご協力をお願いいたします。

・分譲を受けた生物遺伝資源等を利用して得られた成果を公表する場合には、NBRC番号を記載するとともに、NBRCにお知らせください。

・ 分譲を受けた生物遺伝資源等を利用して商業的利用を実施した際には、NBRCにお知らせください。

お問合せ、寄託・分譲のご依頼先

〒292-0818　千葉県木更津市かずさ鎌足２－５－８
独立行政法人製品評価技術基盤機構（NITE）
バイオテクノロジーセンター（NBRC）
生物資源利用促進課
E-mail: nbrc@nite.co.jp
TEL: 0438-20-5763
FAX: 0438-52-2329
URL: https://www.nite.go.jp/nbrc/cultures/index.html

お気軽にご連絡ください。

nite

NBRC
NITE Biological Resource Center

バイオ産業の発展を支えるNBRCの微生物遺伝資源の寄託・提供制度

スクリーニング株（RD株）の提供

独立行政法人製品評価技術基盤機構

バイオテクノロジーセンター

（Biological Resource Center, NITE ; NBRC）

生物資源利用促進課

稲葉　重樹

【東京開催】2019年1月31日（木） 14:00－14:30
【大阪開催】2019年2月7日（木） 14:00－14:30

NBRCが保有・提供する微生物

NBRC 株　（ISO9001管理）　32,166 株（平成30年3月末）

- NBRC番号（菌株番号の前にNBRC）がついている一般に広く公開された微生物のコレクション
- NBRC番号を取得してNBRCから公開するために保存を依頼されたもの
- 分類学的基準株
- 論文発表株
- 薬局方、JIS、ISOなどの試験法に規定された菌株

スクリーニング株（RD株）　49,731株（平成30年11月末）

- スクリーニング用途などの利用を想定し、NBRCが独自に収集した微生物
- 独自に分離、国内機関からの譲渡、海外との共同事業で収集
- 属レベルまでの簡易同定
- 国内株はNITEが所有権を保有
- 海外株は原産国との契約に基づいて移転
- 年間利用料　500～1,000円／株・年

その他

- 微生物ゲノムDNA
- ヒトcDNAクローン
- 微生物DNAクローン

スクリーニング株（RD株）の特徴

- **RD株とは：**　国内外の様々な環境で収集した微生物株を新製品開発のためのスクリーニング材料として提供
- **構成：**　国内由来株（I類・II類）・海外由来株（ベトナム、ミャンマー、モンゴル）
- **同定：**　形態観察および遺伝子配列情報により、およそ属レベルまで同定
- **安全性：**　BSL2の種は提供せず

- **提供方法：**　1年ごとの利用料
- **利用料：**　500円/株/年　または　1,000円/株/年　（消費税別）

- **商業利用：**
  - 単独で特許出願が可能
  - 国内由来株では商品化時のロイヤリティ不要

国内由来株とは

- 日本国産の分離源から分離した菌株
- 外部機関(企業など)からNBRCへ譲渡された株(**国内由来株Ⅰ類**)とNBRC職員が自身で分離を行った株(**国内由来株Ⅱ類**)の2種類
- 強酸性温泉地等の極限環境のほか、国内各地の土壌・植物・昆虫・海洋生物・海水・食品といった多様な分離源から菌株分離

多様な採集環境

多様な分離源

多様な微生物群

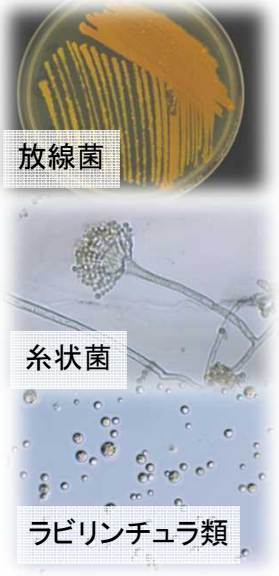

合計
約30,500株

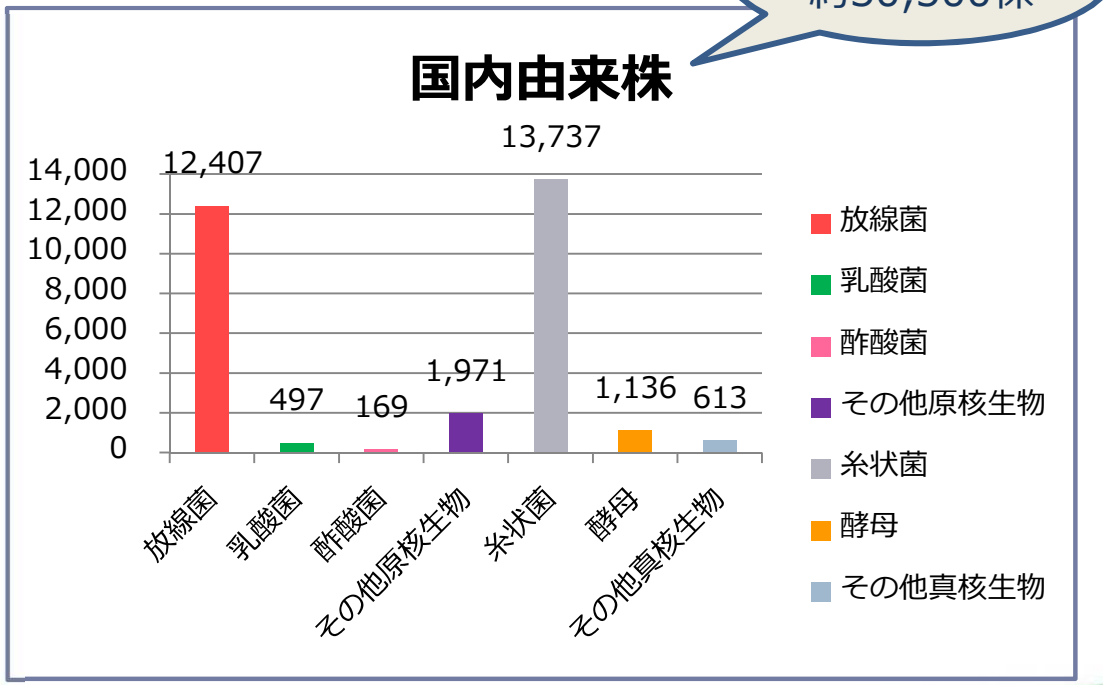

海外由来株とは

- 原産国との共同研究を通じて、海外産の分離源から分離した菌株
- 生物多様性条約(CBD)を遵守するため、微生物資源の保全と持続可能な利用に関する覚書(MOU)および共同研究契約(PA)を締結
- 日本国内には無い様々な環境・分離源から菌株分離

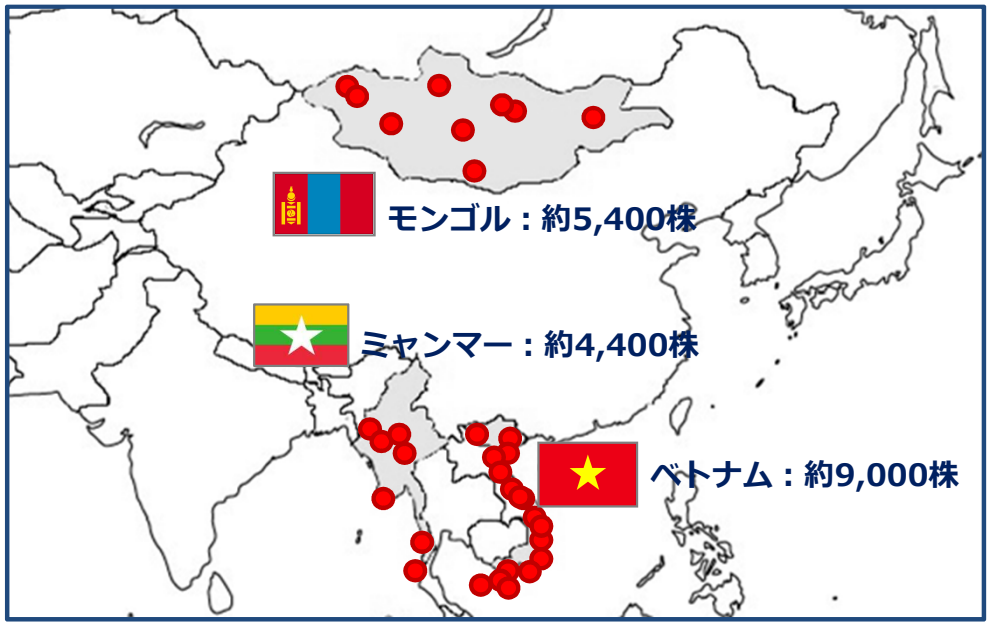

合計
約19,000株

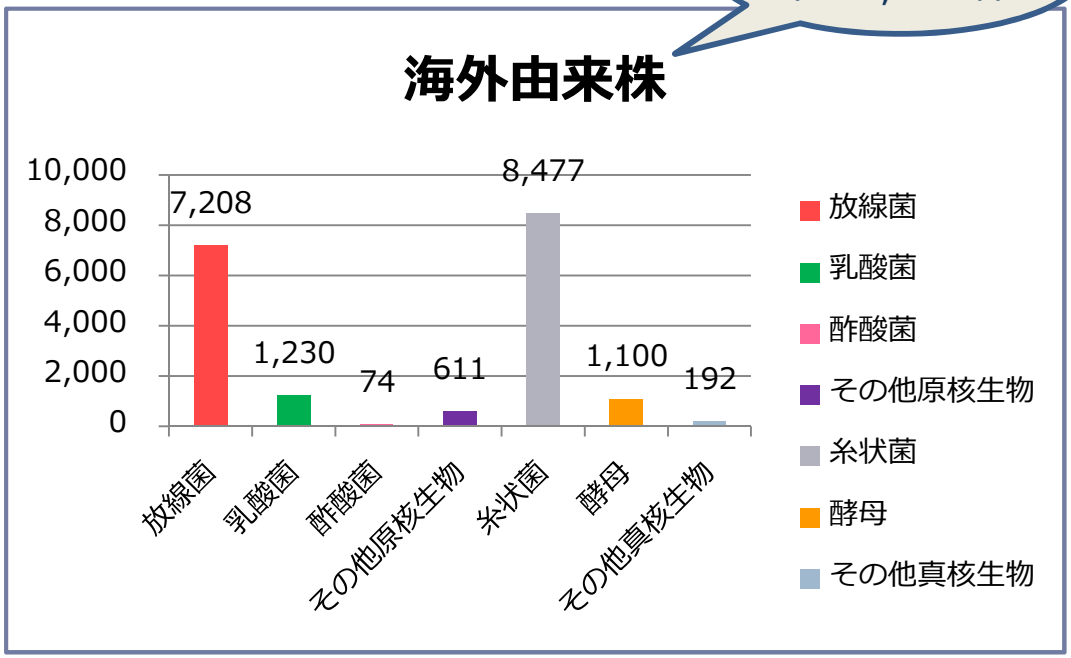

様々な伝統食品からの収集

RD株の利用料

種　類	種類別説明	利用料（株・年） 消費税別
国内由来Ⅰ類株	外部機関から譲渡を受けた菌株	新規　　500円 継続　　250円
国内由来Ⅱ類株	NITEが独自に収集した菌株	新規　1,000円 継続　　500円
海外由来株 モンゴル ベトナム ミャンマー	提供国との共同事業を通じて現地で収集した菌株	新規　1,000円 継続　1,000円 半額は利益配分として提供国に支払うものです

国内由来株は継続利用時に利用料が半額になります

菌株の選定方法

- 提供可能なスクリーニング株（RD株）のリストをExcelファイル形式で公開しています

  *オンラインカタログでの菌株検索はできません

- 国内I類、国内II類、モンゴル由来、ミャンマー由来、ベトナム由来の各菌株リストがダウンロード可能です

- 塩基配列情報から近縁種の選定も可能です

  電子メールでお申し付けください

  *分類群によっては種までの判別は困難な場合があります

菌株リストの紹介

提供可能なスクリーニング株（RD株）リスト | バイオテクノロジー | 製品評価技術基盤機構 - Internet Explorer

https://www.nite.go.jp/nbrc/cultures/rd/a

ファイル(F)　編集(E)　表示(V)　お気に入り(A)　ツール(T)　ヘルプ(H)

バイオテクノロジー

HOME ＞ バイオテクノロジー ＞ 生物遺伝資源の提供・寄託 ＞ スクリーニング株（RD株）の提供 ＞ 提供可能なスクリーニング株（RD株）リスト

提供可能なスクリーニング株（RD株）リスト

提供可能なスクリーニング株(RD株)のリストや情報は「ダウンロード」と書かれた以下のリンクよりダウンロードすることができます。
なお、原則毎月更新しているため、データの内容は変更される可能性があります。
最新の公開情報は以下をご覧ください。

新たに提供を開始したスクリーニング株（RD株）

国内由来株

国内由来株は以下の２つの区分に分かれております。
国内I類： 外部機関から譲渡を受けた菌株
国内II類： NITEが独自に収集した菌株

国内Ⅰ類リストダウンロード【Excel:2,096KB】
国内Ⅱ類リストダウンロード【Excel:1,610KB】

クリック

※国内由来スクリーニング株（RD株）の一部非公開について
生物種グループ「放線菌」のうち、472株を非公開にしています。最新のスクリーニング株（RD株）リストから利用可能な菌株をご選択ください。（2019年1月1日掲載）

生物遺伝資源の提供・寄託
- NBRCが提供する生物遺伝資源について
- NBRC株の分譲
- スクリーニング株（RD株）の提供
  - 新たに提供を開始したスクリーニング株（RD株）
  - 提供可能なスクリーニング株（RD株）リスト
  - 国内由来株の利用手続き（新規）
  - 海外由来株の利用手続き（新規）
  - 国内由来株の利用手続き（継続）
  - 海外由来株の利用手続き（継続）
  - 国内由来株の魅力
  - 海外由来株の魅力
  - 特許出願する場合には
  - 利用終了の手続き
  - 年間使用料
- DNAリソースの分譲

100%

スタート　13:52

nite

国内由来株の申し込みフロー

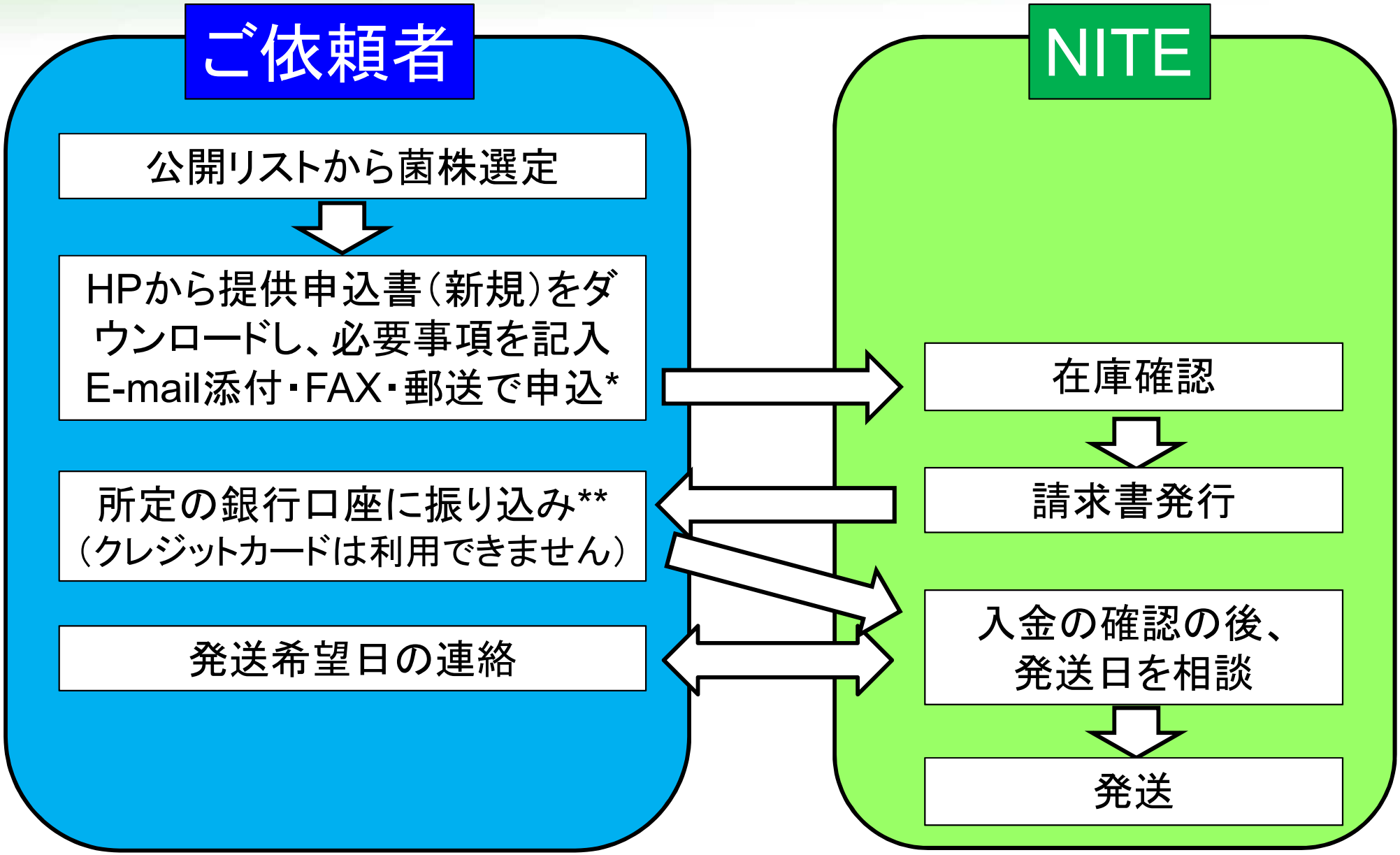

*見積書・納品書が必要なさいはお申し付けください
** 利用料は原則として前納でお願いしています

菌株の保存・送付方法

- RD株はすべて凍結保存しています
  - フリーザーまたは液体窒素気相中
- ご依頼者には凍結状態でお送りします
  - ドライアイスを入れた発泡スチロール製容器に梱包し、冷蔵便で送付

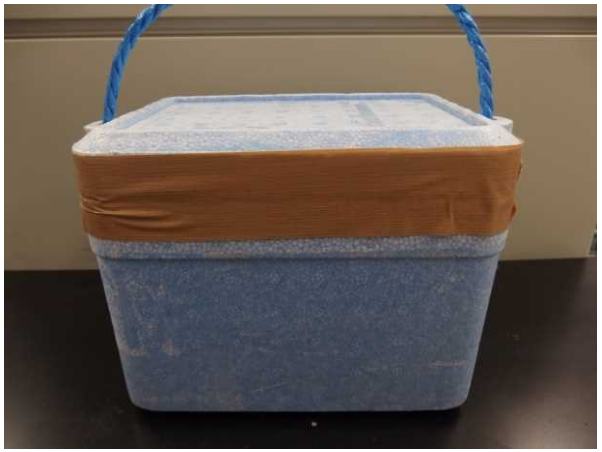

- 培地組成・復元培養の手順は送付時に同梱

海外由来株の申し込みフロー

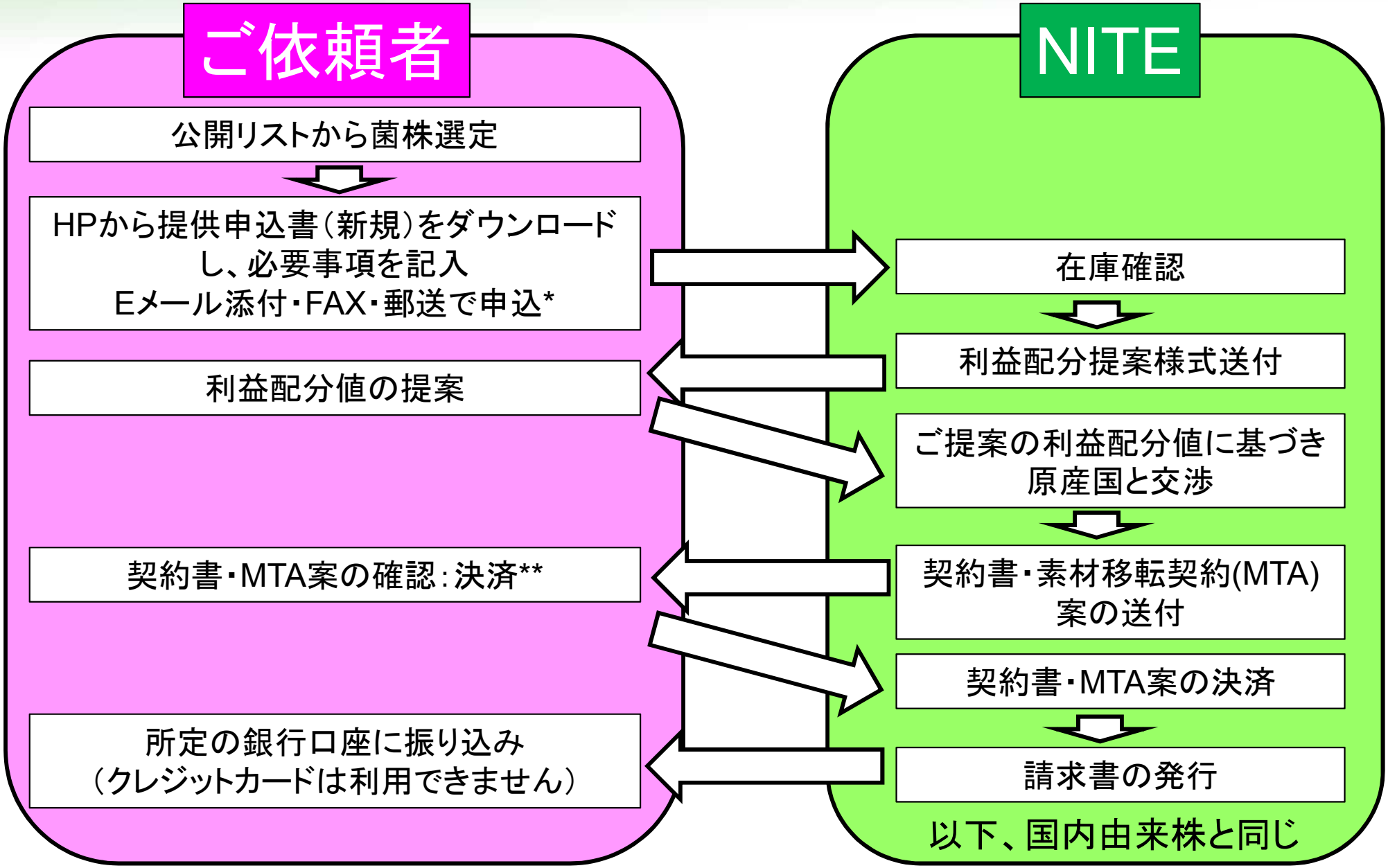

*植物防疫法の輸入検疫有害菌に該当する菌株のご提供には要別途手続き

** 契約書原本は利用開始日確定後に双方署名・捺印

利用の継続・終了

利用期間終了の約2ヶ月前に、利用継続または利用終了のご意向を電子メールにてお問い合わせします

- 利用継続時：「利用申込書（継続）」の提出
- 利用終了時：ご依頼者にて滅菌廃棄後、
  「廃棄・処分証明書」の提出

＊利用されている菌株の一部のみ継続利用することも可能です

各種手続き

- 国内由来株の特許出願に伴う菌株寄託
  - 特許出願のため特許微生物寄託センターにRD株を寄託する手続きは、NITEが行います
  - 寄託料はご依頼者負担です
  - 出願の約3ヶ月前までに「特許寄託依頼書」をご提出ください
- 共同研究先での菌株利用
  - 共同研究先からも利用のお申込みが必要です
- 解析・同定の外部委託
  - 外部委託先（第三者）への移転許可申請手続きが必要です（申請書は電子メール等でご請求ください）

分譲・提供微生物の利用条件

	RD株		NBRC株
	国内由来株	海外由来株 ※原産国との契約が必要になります	
商業利用	可能です。 商業利用中は菌株利用料の支払いが必要です。	可能です。 商業利用中の菌株利用料、特許登録時と特許実施時の一時金、売上げに対するロイヤリティの支払い等が必要です。 （支払額は菌株の原産国と協議のうえ決定）	菌株の利用条件により異なります。 利用条件はNBRCオンラインカタログでご確認下さい。
特許出願	利用者による出願が可能です。 ただし、本RD株は公知のものであるため、微生物そのものを発明とした特許は取得できません。	利用者による出願が可能です。 ただし、本RD株は公知のものであるため、微生物そのものを発明とした特許は取得できません	利用者による出願が可能です。 ただし、NBRCが公開・分譲している菌株は公知のものであるため、微生物そのものを発明とした特許は取得できません
特許出願にあたり菌株の寄託を希望される場合	利用者の依頼により、NITEが特許微生物寄託センターに特許寄託（寄託手数料は利用者負担）あるいは、NBRCにNBRC株として寄託します。	原産国との取り決めによりNBRCにNBRC株として寄託します。	事前にNBRCへお問い合わせください。

成果の報告

- RD株を利用して特許出願、特許登録、特許実施、製品の販売及び論文等の発表を行った場合は、NITEへご報告をお願いします
  - 特許出願時：　「特許出願報告書」の提出
  - 特許登録時：　「特許登録報告書」の提出
  - 特許実施時：　まずご一報ください
  - 製品販売時：　まずご一報ください
  - 論文発表時：　該当論文の提出

新規公開株の紹介

- 提供可能なRD株の拡充に努めています
  最新のリストから菌株をご選択ください

（参考）今年度新たに公開したRD株の例

- 日本人の糞便から分離した腸内細菌（28属101株）
- 岩手県二戸(にのへ)市の希少なウルシから分離した微生物（細菌148株、糸状菌16株、酵母77株）

お問い合わせ・お申し込み先

- 〒292-0818　千葉県木更津市かずさ鎌足2-5-8
  独立行政法人製品評価技術基盤機構
  バイオテクノロジーセンター
  生物資源利用促進課
  スクリーニング株提供担当
- E-mail: rd@nite.co.jp
- FAX: 0438-52-2329

NITE　スクリーニング株　検索

http://www.nite.go.jp/nbrc/cultures/rd/index.html